猪名川町公害防止条例施行規則

令和 ４ 年 ７ 月２８日

規　則　第　２　２　号

　猪名川町公害防止条例施行規則（昭和４８年規則第１号）の全部を改正する。

　（趣旨）

第1条　この規則は、猪名川町公害防止条例(令和４年条例第２号。以下「条例」という。)の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

　（用語の意義）

第２条　この規則における用語の意義は、条例の定めによるものとする。

　（事業活動）

第３条　条例第１条に規定する事業活動とは、加工、製造、運搬、販売のほか全ての営利活動をいう。

　（工場等）

第４条　条例第２条第２号に規定する工場等とは、次に掲げるものとする。

⑴　原動機を使用する物品の製造、加工又は作業で別表１に掲げるものを常時行う工場

　等

⑵　別表２に掲げる物品の製造、加工又は作業を常時行う工場等

（同一の処理を行う施設）

第５条　条例第２条第３号に規定する同一の処理を行う施設とは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和４５年法律第１３７号。以下「廃棄物処理法」という。）第１４条第１項又は同条第６項の規定に基づく処分業の許可を得て行うものであって、廃棄物処理法第１５条の施設の許可を必要としないものをいう。

　（届出）

第６条　条例第７条第１項に規定する届出は、施設設置届（様式第１号）により行うものとする。

　（対象施設）

第７条　条例第７条第１項第６号に規定するその他規則で定める事項とは、次の各号に定める事項をいう。

⑴　対象施設等が借地である場合にあっては、土地所有者の氏名又は名称及び住所並び

に法人にあってはその代表者氏名

⑵　各法令による許可又は届出が必要となるものにあっては、各種手続きの進捗状況

（勧告及び指導）

第８条　条例第７条第２項に規定する勧告及び指導は、指導事項通知書（様式第２号）及び勧告書（様式第３号）により行うものとする。

　（変更の届出）

第９条　条例第８条に規定する変更の届出は、施設変更届（様式第４号）により行うものとする。

　（立地基準）

第１０条　条例第９条第１項に規定する生活環境を保全すべき地域等とは、別表３に示す立地基準に適合した地域をいう。ただし、都市計画法（昭和４３年法律第１００号）の許可を得たものは、この限りではない。

２　条例第９条第２項に規定する家畜、家きん類の飼養を規制する距離は、別表４に定める距離とする。

　（公害防止協定）

第１１条　条例第１０条第１項に規定する公害防止協定は、別表５に掲げる事項について締結するものとする。

　（生活環境に影響を受けるもの）

第１２条　条例第１０条第２項に規定する人の健康又は生活環境に影響を受けるものとは、対象施設等を設置又は稼働することにより、生活の不便及び健康被害が生じ、又は経済的な損失を被る恐れがあるものをいう。

　（助言通知）

第１３条　条例第１０条第３項に規定する助言は、助言通知書（様式第５号）により行うものとする。

　（保証金の分割）

第１４条　条例第１１条第１項に規定する保証金の預入れは、一括で預け入れすることを基本とする。ただし、中小企業基本法（昭和３８年法律第１５４号）第２条第１項に規定する中小企業者に該当するものが、条例第１１条第２項第１号に規定する保証金を預け入れる場合に限り、分割による預け入れを認めるものとする。

２　前項ただし書きに規定する分割による保証金の預け入れは、廃棄物処理法第１５条の許可期間の年数を上限として分割できるものとする。

　（事業の適正な履行）

第１５条　条例第１１条第１項に規定する事業の適正な履行とは、条例第１０条第１項に基づき締結した公害防止協定の締結事項の一切に違反しないことをいう。

　（保証金預入金融機関）

第１６条　条例第１１条第１項に規定する金融機関は、当該事業者に取引実績がない金融機関に限る。

　（対象施設）

第１７条　条例第１１条第２項第１号に規定する産業廃棄物処理施設最終処分場とは、廃棄物を埋め立てて最終的に処分する施設であり、廃棄物処理法第１５条の２第１項第１号に定められた構造基準及び廃棄物処理法第１５条の２の３第１項に定められた維持管理基準に基づいて設置・運営され、廃棄物の埋立処分を行う次に掲げる施設をいう。

　⑴　遮断型処分場

⑵　安定型処分場

⑶　管理型処分場

（計画総量の定義）

第１８条　条例第１１条第２項第１号に規定する産業廃棄物及び土砂等の計画総量とは、廃棄物処理法第１４条第６項の許可を受けたものであることを証する産業廃棄物処分業許可証に記載のある埋立容量とする。

　（中間処理施設の定義）

第１９条　条例第１１条第２項第２号に規定する産業廃棄物処理施設中間処理施設とは、廃棄物処理法施行令第７条第１号から同条第１３の２号ロまでに掲げるものをいう。

２　条例第１１条第２項第２号に規定する産業廃棄物処理施設中間処理施設に類する施設とは、産業廃棄物を最終処分する前の中間処理を行う施設であり、産業廃棄物を再利用可能な資源とそれ以外のものに分別し、減容化し、有害物質が溶け出さない状態にする化学的処理を行い、最終処分に適した性状に整えるための施設であり、次に掲げるものをいう。

⑴　汚泥の脱水施設であって、１日当たりの処理能力が１０立方メートル以下のもの

⑵　汚泥の乾燥施設であって、１日当たりの処理能力が１０立方メートル（天日乾燥施設にあっては、１００立方メートル）以下のもの

⑶　汚泥（ポリ塩化ビフェニル汚染物及びポリ塩化ビフェニル処理物であるものを除く。）の焼却施設であって、次のいずれかに該当するもの

　　ア　１日当たりの処理能力が５立方メートル以下のもの

　　イ　１時間当たりの処理能力が２００キログラム以下のもの

　　ウ　火格子面積が二平方メートル以下のもの

⑷　廃油の油水分離施設であって、１日当たりの処理能力が１０立方メートル以下のもの（海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第３条第１４号の廃油処理施設を除く。）

⑸　廃油（廃ポリ塩化ビフェニル等を除く。）の焼却施設であって、次のいずれかに該当するもの（海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第３条第１４号の廃油処理施設を除く。）

　　ア　１日当たりの処理能力が１立方メートル以下のもの

　　イ　１時間当たりの処理能力が２００キログラム以下のもの

　　ウ　火格子面積が２平方メートル以下のもの

⑹　廃酸又は廃アルカリの中和施設であって、１日当たりの処理能力が５０立方メートル以下のもの

⑺　廃プラスチック類の破砕施設であって、１日当たりの処理能力が５トン以下のもの

⑻　廃プラスチック類（ポリ塩化ビフェニル汚染物及びポリ塩化ビフェニル処理物であるものを除く。）の焼却施設であって、次のいずれかに該当するもの

　　ア　１日当たりの処理能力が１００キログラム以下のもの

　　イ　火格子面積が２平方メートル以下のもの

⑼　廃棄物処理法施行令第２条第２号に掲げる廃棄物（事業活動に伴って生じたものに限る。）又はがれき類の破砕施設であって、１日当たりの処理能力が５トン以下のもの

⑽　廃棄物処理法施行令別表第３の３に掲げる物質又はダイオキシン類を含む汚泥のコンクリート固型化施設

（建設副産物リサイクル施設の定義）

第２０条　条例第１１条第２項第２号に規定する建設副産物リサイクル施設とは、別表２に掲げる工場等であって、前条に規定する処理又は加工を行い、販売を目的とした有価物を製造する施設をいう。

　（最大処理量の定義）

第２１条　条例第１１条第２項第２号に規定する産業廃棄物の１月当たりの最大処理量とは、１月当たりの稼働日数に稼働時間を乗じたものに中間処理に使用する機械の１時間当たりの最大処理能力を乗じて得た量をいう。

　（積替保管施設に類する施設の定義）

第２２条　条例第１１条第２項第３号に規定する産業廃棄物処理施設積替保管施設又はこれに類する施設とは、自らが排出した産業廃棄物等を一時的に保管し、有価物と無価物に分別し、積替えする施設をいう。

　（最大ストック量の定義）

第２３条　条例第１１条第２項第３号に規定する最大ストック量とは、廃棄物処理法第１４条第６項の許可を受けたものであることを証する産業廃棄物処分業許可証に記載のある積替・保管上限の容量とする。

　（質権設定契約）

第２４条　条例第１１条第３項に規定する質権設定契約に関し必要な事項は、町長が別に定める。また、質権設定契約の締結に関し必要となる費用は、事業者の負担とする。

　（安全が著しく脅かされている状態）

第２５条　条例第１２条第１項に規定する人の健康又は生活環境上の安全が著しく脅かされている状態とは、次の各号に掲げる状態をいう。

⑴　各法令により、当該事業に対する中止命令が発せられた状態

⑵　条例第１７条第１項の規定に基づき、町長が事業者に対し命じた事項を履行せず、周辺の生活環境に悪影響を及ぼすと町長が認める状態

⑶　事業者が必要な措置を講じることなく事業を廃止し、又は中止し、事業区域を放置することで周辺の生活環境に悪影響を及ぼすと町長が認める状態

（保証金の取扱い）

第２６条　町長は、保証金を条例第１２条第１項及び同条第２項に規定する経費に充て、なお残額があるときは、事業者に返還することができる。

　（事業の完了又は廃止）

第２７条　条例第１３条に規定する完了の届出は、事業完了届（様式第６号）により行うものとする。

２　条例第１３条に規定する廃止の届出は、事業廃止届（様式第７号）により行うものとする。

　（質権設定契約の解除費用）

第２８条　条例第１３条に規定する質権設定契約の解除に関し必要となる一切の費用は、事業者の負担とする。

　（事業承継）

第２９条　条例第１４条第３項に規定する事業承継の届出は、事業承継届（様式第８号）により行うものとする。

２　前項の規定に基づく事業承継届には、相続人その他一般承継人であること又は事業の権原を取得したことを証する書面を添付しなければならない。

　（事故報告）

第３０条　条例第１５条に規定する報告は、事故報告書（様式第９号）により行うものとする。ただし、事故の内容が緊急を要するものにあっては、事故報告書を提出する前に口頭による連絡をしなければならない。

２　町長は、条例第１５条に基づく報告を受けたときは、速やかに関係行政機関に情報提供するものとする。

　（報告の徴収）

第３１条　条例第１６条第１項に規定する報告は、報告書徴収指示書（様式第１０号）により、町長が求める。

２　前項の規定に基づき、町長から報告書徴収指示書を受け取ったものは、指示書を受け取った日から起算して１４日以内に指示事項報告書（様式第１１号）を町長に提出しなければならない。

　（改善指示）

第３２条　条例第１６条第１項に規定する指示は、改善指示書（様式第１２号）により行うものとする。

　（改善指導）

第３３条　条例第１６条第１項に規定する指導は、改善指導書（様式第１３号）により行うものとする。

　（立入検査身分証明書）

第３４条　条例第１６条第２項に規定する証明書は、立入検査証明書（様式第１４号）とする。

　（措置命令）

第３５条　条例第１７条第１項に規定する命令は、措置命令書（様式第１５号）により行うものとする。

２　前項の規定により、措置命令書を受け取ったものは、措置命令書を受け取った日から起算して３０日以内に、命じられた事項の改善計画を策定しなければならない。

　（改善報告）

第３６条　条例第１７条第２項に規定する届出は、改善報告書（様式第１６号）により行うものとする。

　（公表）

第３７条　条例第１８条第１項に規定する公表は、命令内容を記載した書面の送達、町ホームページへの掲載、その他町長が必要と認めた方法により行うものとする。

２　前項に規定する公表は、次に掲げる機関に対し行うものとする。

⑴　国又は地方公共団体

⑵　関係行政機関

⑶　政府系金融機関、共済団体、普通銀行、協同組織金融機関及び長期金融機関

⑷　トラック協会及び建設業協会

３　条例第１８条第２項の意見の聴取は非公開の形式で行うものとする。

４　条例第１８条第２項に規定する通知は、公表通知書（様式第１７号）により行うものとする。

５　命令を受けたもの又はその代理人は、前項に規定する通知を受け取った日から起算して１４日以内に、町長に釈明のための資料を提出することができる。

　（過料の手続き）

第３８条　町長は、条例第１９条の規定に基づく過料を科す決定をした場合は、過料の理由をその期日の１４日前までに、過料を科すものに通知しなければならない。ただし、所在不明その他の理由により当該通知を行うことができないときは、町の公示板に１４日間その旨を公示することにより通知に代えることができる。

　（書類の提出部数）

第３９条　条例及びその規定により町長に提出する書類の部数は、正本１部及び副本１部とする。

　（附則ただし書き）

第４０条　条例附則第３項ただし書きに規定する協定等とは、環境保全協定書をいう。

　（委任）

第４１条　この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附　則

　この規則は、令和４年１０月１日から施行する。

別表１（第４条第１号関係）

|  |  |
| --- | --- |
| １ | 裁縫、織物、編物、ねん糸、糸巻、組ひも、電線被覆又は製袋 |
| ２ | 印刷又は製本 |
| ３ | 印刷用平版の研磨又は活字の鋳造 |
| ４ | 金属の打抜き、型絞り又は切断 |
| ５ | 金属やすり、針、釘、鋲又は鋼球の製造 |
| ６ | ねん線若しくは金網の製造又は直線機を使用する金属線の加工 |
| ７ | 金属箔又は金属粉の製造 |
| ８ | つき機、がら機、粉砕機又は糖衣機を使用する物品の製造又は加工 |
| ９ | 木材、石材若しくは合成樹脂の引割り又は木材のかんな削り若しくは細断 |
| １０ | 動物質骨材（貝がらを含む。）、木材（コルクを含む。）又は合成樹脂（エボナイト及びセルロイドを含む。）の研磨 |
| １１ | ガラスの研磨又は砂吹き |
| １２ | レディミクストコンクリートその他のセメント製品の製造（レディミクストコンクリートの製造については、同一の工場において１年以上行うものに限る。） |
| １３ | 魚肉又は食肉練製品の製造又は加工 |
| １４ | 液体燃料用のバーナーの容量が１時間当たり２０リットル以上又は火格子面積が０．５平方メートル以上の炉を使用する食品の製造又は加工 |

別表２（第４条第２号関係）

|  |  |
| --- | --- |
| １ | 金属線材（管を含む。）の引抜き |
| ２ | 電気又はガスを用いる金属の溶接又は切断 |
| ３ | 厚さ０．５ミリメートル以上の金属材のつち打ち加工又は電動若しくは空気動工具を使用する金属の研磨、切削若しくは鋲打ち |
| ４ | ショットブラスト又はサンドブラストによる金属の表面処理 |
| ５ | 塗料、染料又は絵具の吹付け |
| ６ | 乾燥油又は溶剤を用いる擬革紙布、防水紙布又は絶縁紙布の製造 |
| ７ | 溶剤又はラバーセメントを用いるゴム製品の製造又は加工 |
| ８ | ドライクリーニング |
| ９ | テレピン油又は樹脂を原料とする物品の製造 |
| １０ | 石炭、亜炭、アスファルト、木材若しくは樹脂の乾りゅう又はタールの蒸りゅう若しくは精製 |
| １１ | たん白質の加水分解 |
| １２ | 合成樹脂の製造若しくは加熱加工又はファクチスの製造 |
| １３ | 石綿、岩綿、鉱さい綿、ガラス綿、石こう、うわ薬、かわら、れんが、土器類、陶磁器、人造砥石又はるつぼの製造 |
| １４ | 電気分解又は電池の製造 |
| １５ | 床面積の合計が５０平方メートル以上の作業場で行われるテレビジョン、電気蓄音機、警報器その他これらに類する音響機器の組立て、試験又は調整 |
| １６ | ガス機関、石油機関その他これらに類する機関の試験又は調整 |
| １７ | 発電の作業 |
| １８ | 金属の溶融又は精錬 |
| １９ | 金属の鍛造、圧延又は熱処理 |
| ２０ | 溶剤を用いる塗料の加熱乾燥 |
| ２１ | 塗料、顔料若しくは合成染料又はこれらの中間物の製造 |
| ２２ | 印刷用インク又は絵具の製造 |
| ２３ | アスファルト、コールタール、木タール、石油蒸りゅう産物又はその残りかすを原材料とする物品の製造 |
| ２４ | 電気用カーボンの製造 |
| ２５ | 墨、懐炉灰又はれん炭の製造 |
| ２６ | 動物質臓器又は排せつ物を原料とする物品の製造 |
| ２７ | 油脂の採取若しくは加工又は石けんの製造 |
| ２８ | 肥料の製造 |
| ２９ | ガラスの製造又は腐しょく若しくは加熱加工 |
| ３０ | ほうろう鉄器又はほうろう薬の製造 |
| ３１ | セメント、生石灰、消石灰又はカーバイトの製造 |
| ３２ | 硝酸塩類、過酸化カリウム又は過酸化ナトリウムの製造又は精製 |
| ３３ | ヨウ素、いおう、塩化いおう、塩化ホスホリル、りん酸、水酸化ナトリウム、水酸化カリウム、アンモニア水、炭酸カリウム、炭酸ナトリウム、さらし粉、次硝酸ビスマス、亜硫酸塩類、チオ硫酸塩類、バリウム化合物、銅化合物、スルホンメタン、グリセリン、スルホン酸アンモニウム、酢酸、安息香酸又はタンニン酸の製造又は精製 |
| ３４ | 有機薬品の合成 |
| ３５ | 火床面積が０．５平方メートル以上又は焼却能力が１時間当たり５０キログラム以上の焼却炉を使用する廃棄物の焼却 |
| ３６ | 油缶その他の空き缶の再生 |
| ３７ | 金属の酸洗い、腐しょく、めっき又は被膜加工 |
| ３８ | 鉛、水銀又はこれらの化合物を原料とする物品の製造 |
| ３９ | 羽若しくは毛の洗浄、染色若しくは漂白、繊維の染色若しくは漂白又は皮革の染色 |
| ４０ | 紙又はパルプの製造 |
| ４１ | 写真の現像 |
| ４２ | 有害ガスを排出する物の製造又は加工 |
| ４３ | 有害物質を排出する物の製造又は加工 |
| ４４ | 建設工事に伴い副次的に得られたものを原料とする物品・資材の製造又は加工 |

別表３（第１０条第１項関係）

|  |
| --- |
| 以下に示す施設の敷地境界から２００ｍ以内の地域  ①　学校教育法（昭和２２年法律第２６号）に規定する学校、専修学校及び各種学校  ②　児童福祉法（昭和２２年法律第１６４号）に規定する児童福祉施設  ③　医療法（昭和２３年法律第２０５号）に規定する病院及び診療所  ④　老人福祉法（昭和３８年法律第１３３号）に規定する老人福祉施設  ⑤　身体障害者福祉法（昭和２４年法律第２８３号）に規定する身体障害者社会参  加支援施設  ⑥　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成１７年法律第１２３号）に規定する療養介護、生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援を行う施設並びに地域活動支援センター及び福祉ホーム |
|

別表４（第１０条第２項関係）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 家畜等の種類 | 頭数・羽数 | 近隣住家からの距離 |
| 牛 | １０頭以上 | ５０ｍ以上 |
| （生後１２ヵ月以下のものは実数に０．５を乗じた数とする。） | ５０頭以上 | １５０ｍ以上 |
| 豚 | ３０頭以上 | １００ｍ以上 |
| （生後２ヵ月以下のものは実数に0０．２を乗じた数とする。） | ５０頭以上 | １５０ｍ以上 |
| 鶏 | １，０００羽以上 | ５０ｍ未満 |

別表５（第１１条関係）

|  |  |
| --- | --- |
| １ | 協定締結の目的 |
| ２ | 設置する施設の概要 |
| ３ | 事前協議等に関する事項 |
| ４ | 事業者の責務 |
| ５ | 監視体制 |
| ６ | 環境保全対策に関する事項 |
| ７ | 水質調査 |
| ８ | 排水基準 |
| ９ | 排水の放流先に関する事項 |
| １０ | 農薬等の使用規制 |
| １１ | 維持管理 |
| １２ | 汚泥等の処分 |
| １３ | 規模の変更及び増設等に関する事項 |
| １４ | 施設の改善に関する事項 |
| １５ | 立入調査 |
| １６ | 交通安全対策 |
| １７ | 車両の総量規制 |
| １８ | 異常事態発生時の措置 |
| １９ | 被害補償 |
| ２０ | 天災その他不可抗力による被害補償 |
| ２１ | 事業譲渡及び代表者の変更に関する事項 |
| ２２ | 事業の中止及び廃止時の措置 |
| ２３ | 協定の有効期限 |
| ２４ | 協定不履行の措置 |
| ２５ | 報告義務 |
| ２６ | その他必要となる事項 |

様式第１号（第６条関係）

施設設置届

　　猪名川町長　　様

住所

氏名

電話番号

　猪名川町公害防止条例第７条第1項の規定により次のとおり届出ます。

|  |  |
| --- | --- |
| 工場等の名称 | 資本の額及び出資の総額 |
| 工場等の所在地 | |
| 主な製品又は加工の種類 | |
| 作業の種類及び方法 | 常時使用する従業員の数 |
| 施設の種類、構造、配置並びに使用及び管理の方法 | |
| 公害防止の方法 | 付近住宅からの距離 |
| 施設設置工事の予定期間  年　　月　　日～　　年　　月　　日 | 施設の使用開始年月日  　　　　　　　年　　月　　日 |
| 添付資料　　　1)位置図  　　　　　　　2)字限図  　　　　　　　3)平面図  　　　　　　　4)その他添付資料 | |

1　建物の構造及び配置

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 建物の配置図 | |  |
| 敷地面積 | |  |
| 設置施設 | 建物の名称等 |  |
| 階数 |  |
| 構造 |  |
| 建築面積 |  |
| 床面積 |  |
| 作業場面積 |  |

2　家畜、家きん類に係るもの

|  |  |
| --- | --- |
| 飼育家畜の種類及び頭羽数 | 乳牛　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　頭 |
| 肥育牛　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　頭 |
| 豚　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　頭 |
| にわとり　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　羽 |
| 飼養の目標頭数 |  |
| 運動場の面積 | m2 |
| ふん尿だめ | 箇所　　　　　　　　　　m3 |
| 汚水だめ | 箇所　　　　　　　　　　m3 |
| 汚物だめ | 箇所　　　　　　　　　　m3 |
| 飼料の種類 |  |
| 使用方法及び使用量/日 |  |
| 汚水発生量 | m3/日 |
| 汚水排水系統図 |  |

様式第２号（第８条関係）

第　　　　　号

年　　月　　日

指導事項通知書

　　　　　　　　　　　様

猪名川町長

　猪名川町公害防止条例第７条第２項の規定により、次のとおり指導事項を通知します。

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 対象施設 | |  | 種別 | 新設　・　変更 |
| 事業内容 | |  | | |
| 指導区分 | | 計画変更　・　施設等の改善 | ※備考 | |
| NO | 指導事項 | | | |
|  |  | | | |
|  |  | | | |
|  |  | | | |
|  |  | | | |
|  |  | | | |
|  |  | | | |
|  |  | | | |

様式第３号（第８条関係）

第　　　　　号

年　　月　　日

勧告書

　　　　　　　　　　　様

猪名川町長

　猪名川町公害防止条例第７条第２項の規定により、次のとおり勧告します。

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 対象施設 | |  | 種別 | 新設　・　変更 |
| 事業内容 | |  | | |
| 区分 | | 計画変更　・　施設等の改善 | ※備考 | |
| NO | 勧告 | | | |
|  |  | | | |
|  |  | | | |
|  |  | | | |
|  |  | | | |
|  |  | | | |
|  |  | | | |
|  |  | | | |

様式第４号（第９条関係）

施設変更届

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 年　　　月　　　日  猪名川町長　　　　　　　様  （事業者）住所  氏名  電話　　　　　（　　　）  猪名川町公害防止条例第８条の規定により、次のとおり届け出ます。 | | | | |
| 施設設置届の受付番号 | | 第　　　　　号 | | |
| 変更事項 | | 変更前 | | 変更後 |
|  | |  | |  |
| 変更の理由 | |  | | |
| ※ 備 考 欄 |  | | ※ 受 付 欄 |  |

様式第５号（第１３条関係）

助言通知書

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 第　　　 　　　 号  年　　　月　　　日    様  猪名川町長  猪名川町公害防止条例第１０条第３項の規定により、次のとおり助言します。 | | | |
| 事 業 の 名 称 | |  |
| 事業区域の所在地 | | 猪名川町 |
| 協定締結  予定者 | 住所 |  |
| 氏名 |  |
| 助　　言 | |  |

様式第６号（第２７条関係）

事業完了届

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 年　　　月　　　日  猪名川町長　　　　　　　様  （事業者）住所  氏名  電話　　　　　（　　　）  猪名川町公害防止条例第１３条の規定により、次のとおり届出ます。 | | | | |
| 事業区域の所在地 | | 猪名川町 | | |
| 公害防止協定の締結年月日 | | 年　　　月　　　日 | | |
| 完了年月日 | | 年　　　月　　　日 | | |
| ※ 備考欄 |  | | ※ 受付欄 |  |

様式第７号（第２７条関係）

事業廃止届

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 年　　　月　　　日  猪名川町長　　　　　　　様  （事業者）住所  氏名  電話　　　　　（　　　）  猪名川町公害防止条例第１３条の規定により、次のとおり届出ます。 | | | | |
| 事業区域の所在地 | | 猪名川町 | | |
| 公害防止協定の締結年月日 | | 年　　　月　　　日 | | |
| 廃止年月日 | | 年　　　月　　　日 | | |
| 事業廃止の理由 | |  | | |
| ※ 備考欄 |  | | ※ 受付欄 |  |

様式第８号（第２９条関係）

事業承継届

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 年　　　月　　　日  猪名川町長　　　　　　　様  （事業者）住所  氏名  電話　　　　　（　　　）  猪名川町公害防止条例第１４条第３項の規定により、次のとおり届け出ます。 | | | | | |
| 事業区域の所在地 | | | 猪名川町 | | |
| 公害防止協定の締結年月日 | | | 年　　　月　　　日 | | |
| 被承継人 | | 住所 |  | | |
| 氏名 |  | | |
| 権原を取得した年月日 | | | 年　　　月　　　日 | | |
| 承継の理由 | | |  | | |
| ※ 備考欄 |  | | | ※ 受付欄 |  | |

様式第９号（第３０条関係）

事　故　報　告　書

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 年　　　月　　　日  猪名川町長　　　　　　　様  （事業者）住所  氏名  電話　　　　　（　　　）  猪名川町公害防止条例第１５条の規定により、次のとおり報告します。 | | |
| 事故発生日時 | 年　　　　月　　　　日　　　　　時　　　　分頃 |
| 事故発生場所 |  |
| 事故内容 |  |
| 事故発生原因 |  |
| 対応状況 |  |

様式第１０号（第３１条関係）　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 第　　　　　号

　　年　　月　　日

報告書徴収指示書

　　　　　　　　様

猪名川町長

　猪名川町公害防止条例第１６条第１項の規定により、次の事項の報告を指示します。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 対象施設 | |  |
| 事業内容 | |  |
| NO | 報告を求める事項 | |
|  |  | |
|  |  | |
|  |  | |
|  |  | |
|  |  | |
|  |  | |
|  |  | |
|  |  | |

様式第１１号（第３１条関係）

　　年　　月　　日

指示事項報告書

　　猪名川町長　　　　　　　様

（事業者）住所

氏名

電話　　　　　（　　　）

|  |
| --- |
| 猪名川町公害防止条例第１６条第１項の規定により報告書徴収指示のありました事項について、次のとおり報告します。 |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 対象施設 | |  | |
| 事業内容 | |  | |
| 報告書徴収指示書 | | 年　　　月　　　日　　　　　第　　　　　号 | |
| ＮＯ | 報告を求められた事項 | | 報告事項 |
|  |  | |  |
|  |  | |  |
|  |  | |  |
|  |  | |  |
|  |  | |  |
|  |  | |  |
|  |  | |  |

様式第１２号（第３２条関係）

|  |  |
| --- | --- |
| 第　　　　　号  年　　月　　日  改善指示書  　様  猪名川町公害防止条例第１６条第１項の規定に基づき、次のとおり指示します。    猪名川町長 | |
| 指　示　事　項 | |
|  | |
| （交付者）  職・氏名 | （受領者）  住所：  氏名： |

様式第１３号（第３３条関係）

|  |
| --- |
| 第　　　　　号  年　　月　　日  改善指導書  　様  猪名川町公害防止条例第１６条第１項の規定に基づき、次のとおり指導する。  （交付者）  所　　属  職・氏名 |
| 指　導　事　項 |
|  |
| （受領者）  住所：  氏名： |

様式第１４号（第３４条関係）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 第　　　　号　　　　　　　　立入検査証明書 | | |
|  | 写真 | 所属  職名  氏名 |
| 年　　月　　日生  　上記の者は、猪名川町公害防止条例第１６条第２項の規定により立入検査を行う権限を有する者であることを証明する。  　　　　　　　　年　　月　　日  猪名川町長　　　　　　　　印 | | |

|  |
| --- |
| 猪名川町公害防止条例(抜粋)  　(報告及び検査)  第１６条　町長は、この条例の施行に必要な限度において、対象施設等を設置しているものに対し、当該事業に係る建物及び施設の構造並びに配置、ばい煙等の処理の方法、その他必要な事項について報告を求め、又は町関係職員に対象施設等に立入りさせ、施設その他の物件を検査し、関係人にばい煙等の防止並びに対象施設等から排出される排水処理等について指示若しくは指導させることができるものとする。  ２　前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の求めがあった場合は提示しなければならない。 |

様式第１５号（第３５条関係）

（第1面）

|  |
| --- |
| 第　　　　　号  年　　月　　日  措置命令書  　　　　　　　　　　様  猪名川町公害防止条例第１７条第１項の規定に基づき、次のとおり命令する。  猪名川町長 |
| 措置命令内容 |
|  |
| 命令の理由 |
|  |

（第２面）

|  |
| --- |
| 教示  １．審査請求について  　この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３箇月以内に、猪名川町に対して審査請求をすることができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３箇月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して１年を経過すると、審査請求をすることができなくなります。  ２．取消訴訟について  　この処分について、この処分（この処分について上記１の審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決。以下同じ。）があったことを知った日の翌日から起算して６箇月以内に、猪名川町を被告として（訴訟において猪名川町を代表する者は猪名川町長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６箇月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して１年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。 |

様式第１６号（第３６条関係）

改善報告書

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 年　　　月　　　日  猪名川町長　　　　　　　様  （事業者）住所  氏名  電話　　　　　（　　　）  猪名川町公害防止条例第１７条第２項の規定により、措置命令を受けた事項の改善が完了しましたので報告します。 | | |
| 措置命令書　番号 | 第　　　　号　　　　　　年　　月　　日 | |
| 命令内容 | | 改善概要 |
|  | |  |

様式第１７号（第３７条関係）

公表通知書

第　　　 　　　 号

年　　　月　　　日

　　　 様

猪名川町長

猪名川町公害防止条例第１８条第１項の規定により公表するにあたり、同条第２項の規定により次のとおり通知します。

なお、この公表に関して意見があるときは、この通知書を受け取った日から起算して２週間以内に、意見を記載した書面を町長に提出することができます。

|  |  |
| --- | --- |
| 計画の概要 | |
| 事業の名称 |  |
| 事業区域の所在地 |  |
| 公表する事項 |  |
| 公表の根拠となる条例及び規則の条項 |  |
| 公表しようとする理由 |  |